

一般廃棄物処理施設の維持管理記録

年度	令和3年度
施設名称	羽生市清掃センター（焼却施設）
所在地	羽生市大字三田ヶ谷1863

項目	内 容	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(※1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	可燃ごみ焼却量 (t)	-	1,300.95	1,208.08	1,258.80	1,046.96	1,160.24	1,258.19	1,326.74	1,059.77	1,250.53	987.37	780.55	1,125.12	
(※2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉燃焼室出口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(°C)	800以上	930.0	931.0	905.0	904.0	865.0	924.0	929.0	946.0	918.0	915.0	934.0	922.0	
	測定を行った位置	-	2号炉燃焼室出口												
(※2) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉ろ過式集じん器入口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(°C)	200以下	184.0	182.0	185.0	185.0	180.0	182.0	184.0	185.0	183.0	179.0	184.0	182.0	
	測定を行った位置	-	2号炉ろ過式集じん器入口												
(※3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(ppm)	100以下	1.0	1.0	1.0	21.0	3.0	5.0	1.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	
	測定を行った位置	-	2号炉煙突入口												
(※4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年）	採取した位置	-	1号炉煙突入口												
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	R3.9.29	-	-	-	-	-	-	
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	R3.12.28	-	-	-	-	-	-	
	測定の結果(ng-TEQ/m ³)	5以下	-	-	-	-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	
(※5) 煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度又はばいじん濃度（2回/年）	採取した位置	-	1号炉煙突入口												
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	R3.9.15	-	-	-	-	-	R4.3.2	
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	R3.10.6	-	-	-	-	-	R4.3.16	
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	-	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	-	0.001	
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	-	87	-	-	-	-	-	120	
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³)	200以下	-	-	-	-	-	2.8	-	-	-	-	-	20	
	硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	80以下	-	-	-	-	-	0.024	-	-	-	-	-	0.029	
	採取した位置	-	2号炉煙突入口												
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	R3.9.15	-	-	-	-	-	-	R4.3.2
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	R3.10.6	-	-	-	-	-	-	R4.3.16
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	-	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	0.001
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	-	92	-	-	-	-	-	-	120
塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³)	200以下	-	-	-	-	-	3.2	-	-	-	-	-	-	25	
硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	80以下	-	-	-	-	-	0.094	-	-	-	-	-	-	0.017	

- (※1) 処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。
- (※2) 燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
- (※3) 一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。
- (※4) 基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- (※5) ばいじん濃度の基準値は、「大気汚染防止法」による。
窒素酸化物濃度の基準値は、埼玉県の「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」による。
塩化水素濃度の基準値は、埼玉県の「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」による。
硫酸酸化物排出量の基準値は、「大気汚染防止法」による。K値=9
- (※) ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記していません。